

○経済産業省令第三十七号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）及び関係法令の規定に基づき、火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月十日

経済産業大臣 梶山 弘志

火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令

第一条～第七条 「略」

（電気事業法施行規則の一部改正）

第八条 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

第七十三条の六 法第五十一条第三項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。ただし、災害その

他やむを得ない事由により当該時期に法第五十一条

第三項の審査（以下「使用前安全管理審査」とい

う。）を受けることが困難であるときは、経済産業

大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保

安監督部長が当該事由を勘案して定める時期に受け

なければならぬ。

一 前回の法第五十一条第七項の通知（以下この条において単に「通知」という。）において、使用前自主検査の実施につき十分な体制がとられていないと評定された組織であつて、前回の使用前安全

第七十三条の六 法第五十一条第三項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。

一 前回の法第五十一条第七項の通知（以下この条において単に「通知」という。）において、使用前自主検査の実施につき十分な体制がとられていないと評定された組織であつて、前回の法第五十一

管理審査に係る使用前自主検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して三年を超えない日との間に第七十三条の三第一号及び第三号の工事の工程において行う使用前自主検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から三年三月を超えない時期

二・三 「略」

第七十三条の六の二と第九十四条 「略」

第九十四条の二 定期事業者検査は、次に掲げる時期に行うものとする。

条第三項の審査（以下「使用前安全管理審査」という。）に係る使用前自主検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して三年を超えない日との間に第七十三条の三第一号及び第三号の工事の工程において行う使用前自主検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から三年三月を超えない時期

二・三 「略」

第七十三条の六の二と第九十四条 「略」

第九十四条の二 定期事業者検査は、次に掲げる時期に行うものとする。

一〇五 「略」

2 次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、経済産業大臣又は特定電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長（以下この条において単に「産業保安監督部長」という。）が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。

一・二 「略」

三 災害その他やむを得ない事由により第一項に規定する時期又は前二号の規定により経済産業大臣又は産業保安監督部長が定める時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認め、産業保安監督部長が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

一〇五 「略」

2 次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、経済産業大臣又は特定電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長（以下この条において単に「産業保安監督部長」という。）が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。

一・二 「略」

三 災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認め、産業保安監督部長が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

3
〔略〕

第九十四条の三・第九十四条の四 〔略〕

第九十四条の五 第九十四条第一号から第九号までに掲げる電気工作物の法第五十五条第四項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該時期に法第五十五条第四項の審査（以下「定期安全管理審査」という。）を受けることが困難であるときは、経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長が当該事由を勘案して定める時期に受けなければならない。

3
〔略〕

第九十四条の三・第九十四条の四 〔略〕

第九十四条の五 第九十四条第一号から第九号までに掲げる電気工作物の法第五十五条第四項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。

一 前回の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施していると評定された組織であつて、前回の定期安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して六年を超えない日との間に定期事業者検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から六年三月を超えない時期

二〇六 「略」

2 第九十四条第十号から第十三号までに掲げる電気工作物の法第五十五条第四項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。ただし、災害その他やむ

一 前回の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施していると評定された組織であつて、前回の法第五十五条第四項の審査（以下「定期安全管理審査」という。）に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して六年を超えない日との間に定期事業者検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から六年三月を超えない時期

二〇六 「略」

2 第九十四条第十号から第十三号までに掲げる電気工作物の法第五十五条第四項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。

を得ない事由により当該時期に定期安全管理審査を受けることが困難であるときは、経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長が当該事由を勘案して定める時期に受けなければならない。

一〇三 〔略〕

第九十四条の五の二〇第九十五条〔略〕

（一般用電気工作物の調査）

第九十六条 〔略〕

2 法第五十七条第一項の規定による調査は、次の各号により行うものとする。

一〇三 〔略〕

第九十四条の五の二〇第九十五条〔略〕

（一般用電気工作物の調査）

第九十六条 〔略〕

2 法第五十七条第一項の規定による調査は、次の各号により行うものとする。

一 調査は、一般用電気工作物が設置された時及び変更の工事（ロに掲げる一般用電気工作物にあつては、受電電力の容量の変更を伴う変更の工事に限る。）が完成した時に行うほか、次に掲げる頻度で行うこと。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該頻度で行うことができなかつた場合には、当該災害その他やむを得ない事情がやんだ後速やかに調査を行うものとする。

イ ロに掲げる一般用電気工作物以外の一般用電気工作物にあつては、四年に一回以上

ロ 一般用電気工作物の所有者又は占有者から一般用電気工作物の点検の業務（以下「点検業務」という。）を受託する事業を行うことについて、

一 調査は、一般用電気工作物が設置された時及び変更の工事（ロに掲げる一般用電気工作物にあつては、受電電力の容量の変更を伴う変更の工事に限る。）が完成した時に行うほか、次に掲げる頻度で行うこと。

イ ロに掲げる一般用電気工作物以外の一般用電気工作物にあつては、四年に一回以上

ロ 一般用電気工作物の所有者又は占有者から一般用電気工作物の点検の業務（以下「点検業務」という。）を受託する事業を行うことについて、

当該受託事業を行う区域を管轄する産業保安監督
部長（当該受託事業を行う区域が二以上の産業保
安監督部の管轄区域にわたるときは、経済産業大
臣。以下「所轄産業保安監督部長」という。）の
登録を受けた法人（以下「登録点検業務受託法人
」という。）が点検業務を受託している一般用電
気工作物（以下「受託電気工作物」という。）に
あつては、五年に一回以上

二〇五 「略」

当該受託事業を行う区域を管轄する産業保安監督
部長（当該受託事業を行う区域が二以上の産業保
安監督部の管轄区域にわたるときは、経済産業大
臣。以下「所轄産業保安監督部長」という。）の
登録を受けた法人（以下「登録点検業務受託法人
」という。）が点検業務を受託している一般用電
気工作物（以下「受託電気工作物」という。）に
あつては、五年に一回以上

二〇五 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

第九条く第十二条 「略」

附 則

この省令は、公布の日から施行する。